

長 期

群 総 企 第 2 5 4 号

平 成 2 2 年 7 月 1 3 日

務・会・生企・少・生環

・交企・免

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う対応について（通達）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）が一部改正されたことに伴い、その対応については次のとおりとするので、誤りのないようされたい。

記

第1 改正法の概要

今回の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から事業者単位（企業単位）でのエネルギー管理に規制体系が変わり、事業者全体の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500キロリットル以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けた上、エネルギーの使用の合理化を推進しなければならないこととなった。

なお、詳細は、別添のエネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正について（参考資料）及び改正省エネ法の概要2010のとおりである。

第2 事業者としての対応

省エネ法等の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化を推進するとともに、次により対応すること。

1 エネルギー使用量等の把握等

(1) エネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の正確な把握

警務部会計課長（以下「会計課長」という。）は、工場等設置者又は特定排出者として省エネ法及び温対法に基づく義務を的確に履行できるようにするため、群馬県警察のエネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の年間合計量を正確に把握すること。

(2) エネルギー使用状況の届出

会計課長は、1年度間における群馬県警察のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500キロリットル以上の場合、翌年度5月末まで（平成21年度分については平成22年7月末まで）に経済産業省関東経済産業局に届け出ること。

2 特定事業者としての対応

エネルギー使用量を届出した場合において、群馬県警察が省エネ法第7条の規定による特定事業者指定されたときは、次により対応すること。

(1) エネルギー管理統括者等の選任等

ア 省エネ法第7条の2に規定するエネルギー管理統括者は、警務部長をもって充てる。

イ 省エネ法第7条の3に規定するエネルギー管理企画推進者は、会計課長をもって充てる。

ウ 会計課長は、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者については選任後の最初の7月末日までに経済産業省関東経済産業局に届け出ること。

(2) 中長期計画書等の提出

会計課長は、毎年度、省エネ法第14条の規定による中長期的な計画（以下「中長期計画」という。）及び同法第15条の規定による定期の報告（以下「定期報告」という。）を作成し、企画調整会議及び部長会議の審議を経て、7月末日まで（平成22年度は11月末日まで）に経済産業省関東経済産業局及び警察庁長官官房会計課に提出すること。

3 温対法に基づく報告

定期報告を行った場合は、温対法第21条の10の規定により、同法第21条の2の規定による温室効果ガス算定排出量の報告を行ったものとみなされること

から、重ねて当該報告を行う必要はない。

第3 所管事業者への指導

所属長は、特例民法法人、探偵業、警備業、風俗営業、質屋営業、古物営業、古物競りあわせ業、インターネット異性紹介事業、自動車運転代行業、自動車教習所その他の公安委員会又は県警察が所管する事業者（以下「所管事業者」という。）に対し、次の事項を指導すること。

- 1 工場等設置者若しくは連鎖化事業者又は特定排出者として省エネ法及び温対法に基づく義務を的確に履行できるようにするため、各事業者ごとのエネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の年間合計量を正確に把握すること。
- 2 所管事業者が特定事業者又は特定連鎖化事業者として中長期計画の提出及び定期報告を、特定排出者として温室効果ガス算定排出量の報告を、それぞれ内閣総理大臣に対して行う場合は、警察庁の各事業所管課を通じて行うこと。
- 3 省エネ法に基づく定期報告を行った場合は、温対法第21条の10の規定により、同法第21条の2の規定による温室効果ガス算定排出量の報告を行ったものとみなされることから、重ねて当該報告を行う必要はないこと。